

告 示

次期評議員適任者の推薦方法ならびに被推薦者の資格審査等については、学校法人常翔学園評議員候補者選考規定（以下「規定」という）第6条に基づき、下記のとおり取り扱うのでこれを告示する。

記

1. 評議員適任者の推薦受付期間

6月1日（月）から6月8日（月）まで

日曜日を除き、10時から15時まで（郵送の場合は期間内に必着のこと）

2. 推薦書受付場所

学校法人常翔学園法人室（以下「法人室」という）

3. 推薦の方法

(1) 推薦は、所定の推薦書（規定に定める様式）による。

なお、推薦書は法人室、常翔学園校友会事務局、摂南大学校友会事務局、広島国際大学校友会事務局および常翔啓光学園高等学校啓聖会事務局に備え付けている。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、希望者には郵送で対応する。

（連絡先：法人室）

(2) 適任者の推薦には、2名以上の推薦者がなければならない。ただし、自らを推薦する場合は、この限りでない。

(3) 推薦者は、適任者の推薦にあたり、あらかじめ推薦書に被推薦者の承諾の意思を明示しなければならない。

(4) 推薦者は、複数の者を推薦できると共に、被推薦者となることができる。

4. 被推薦者資格

(1) 寄附行為第28条2項イ号の評議員（以下「職員評議員」という）については、2020年5月8日現在、専任または特任の職員として1年以上勤務した年令25才以上の者であり、かつ、同日現在休職中でない者。

(2) 寄附行為第28条2項ロ号の評議員（以下「校友評議員」という）については、この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む）を卒業し、2020年5月8日現在、年令25才以上の者であり、規定第12条ハ号およびニ号に該当する者。

(3) 寄附行為第28条2項ハ号の評議員（以下「学識評議員」という）については、この法人に関係のある者または学識経験者で規定第14条イ号に該当する者。

5. 推薦者資格

(1) 理事、監事、評議員、職員および校友は、委員会に職員評議員適任者、校友評議員適任者および学識評議員適任者を推薦することができる。

(2) 前項の職員は、2020年5月8日現在、専任または特任の職員として1年以上在職した者でなければならない。

6. 被推薦者の資格審査

当委員会において行う。

7. 被推薦者名簿の作成ならびに理事長への提出

委員会で資格審査のうえ、その名簿を作成し、理事長に提出する。

なお、被推薦者については、6月9日（火）に法人掲示場に告示する。

8. 職員有資格者名簿の縦覧

(1) 職員の被推薦有資格者・推薦有資格者名簿は、次の場所・期間これを縦覧することができる。

イ. 場 所 従来は学園設置各学校の事務室での縦覧であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記期間中に法人室にて対応する。

ロ. 期 間 5月11日（月）から6月5日（金）まで

ハ. 時 間 10時から15時まで

(2) 異議申し立て期間

前項の縦覧により、異議のある者は、縦覧期間中に法人室を経由して当委員会委員長宛、文書をもって異議を申し立てることができる。

9. その他定めのない事項、疑義が生じた事項については、当委員会の定めるところによる。

以 上

2020年5月9日

選考管理委員会

委員長 前 田 親 良